

岩手県主要農作物種子法の実施に関する規則

	昭和27年7月18日規則第37号
改正	昭和28年7月10日規則第37号
改正	昭和29年6月9日規則第35号
改正	昭和35年3月11日規則第21号
改正	昭和37年3月26日規則第11号
改正	昭和51年4月1日規則第35号
改正	昭和61年3月31日規則第56号
改正	平成11年4月1日規則第80号
改正	平成12年4月1日規則第118号
改正	平成18年3月31日規則第61号
改正	平成19年3月30日規則第29号

主要農作物種子法の実施に関する規則をここに公布する。

主要農作物種子法の実施に関する規則

主要農作物種子法（昭和27年法律第131号）を実施するため、この規則を制定する。

（指定書の交付）

第1条 知事は、主要農作物種子法（昭和27年法律第131号。以下「法」という。）第3条第1項の規定により指定種子生産ほ場を指定した場合は、当該申請者に対し、別に定める様式による指定書を交付する。

一部改正〔昭和51年規則35号・61年56号・平成11年80号・12年118号・19年29号〕

（審査請求書）

第2条 法第4条第3項の規定による審査の請求は、次の表の左欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の右欄に掲げる期日までに、口頭をもって、その者の住所地を管轄する農業改良普及センターの種子審査員に申し出なければならない。

区 分	期 日
稲 春まきの大麦、はだか麦及び小麦 大豆	毎年6月30日
大麦、はだか麦及び小麦（これらのうち春まきのものを除く。）	毎年4月30日

一部改正〔昭和28年規則37号・29年35号・35年21号・37年11号・平成11年80号〕

（標札）

第3条 審査の請求をした者（以下「審査請求者」という。）は、ほ場1筆ごとに別に定める様式による標札を建てなければならない。

一部改正〔昭和28年規則37号・29年35号・平成19年29号〕

（審査の立会）

第4条 審査請求者は、審査に立会し、審査を行う者の指示に従わなければならない。

一部改正（昭和28年規則37号）

(審査の中止)

第5条 知事は審査請求者が、審査請求書に虚偽の事項を記載した場合又は第3条若しくは第4条の規定に違反したときは、審査を中止することができる。

一部改正〔昭和28年規則37号・51年35号・61年56号・平成11年80号〕

(審査)

第6条 法第4条の規定による審査は、別に定める基準及び方法による。

一部改正 (昭和28年規則37号)

(種子審査員の任命)

第7条 知事は、法第4条第4項の規定による審査を行う職員を、次に掲げる者のうちから種子審査員として任命する。

- (1) 農業普及員
- (2) 試験研究機関の職員
- (3) その他知事が適当と認めた職員

一部改正〔昭和28年規則37号・平成11年80号・平成18年規則61号・19年29号〕

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附則 (昭和28年7月10日規則第37号)

1. この規則は、公布の日から施行する。
2. この規則制定の際、改正前の規定によりほ場審査員に任命されている者は、改正後の規定による種子審査員に任命されたものと見なす。

附則 (昭和29年6月9日規則第35号)

この規則は公布の日から施行する。

附則 (昭和35年3月11日規則第21号)

1. この規則は、昭和35年4月1日から施行する。
2. この規則施行の際現に改正前の(中略)主要農作物種子法の実施に関する規則(中略)の規定により知事に提出されている届書、報告書、申請書、願書、履歴書及び誓約書は、それぞれ改正後の当該規則の規定による届書、報告書、申請書、願書、履歴書及び誓約書とみなす。

附則 (昭和37年3月26日規則第11号抄)

(施行月日)

1. この規則は、昭和37年4月1日から施行する。

附則 (昭和51年4月1日規則第35号抄)

(施行月日)

1. この規則は、公布の日から施行する。

附則 (昭和61年3月31日規則第56号)

(施行月日)

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附則 (平成11年4月1日規則第80号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附則 (平成12年4月1日規則第118号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附則（平成18年3月31日規則第61号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附則（平成19年3月30日規則第29号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。